

X 報告 神戸市しあわせの村の指定管理者の指定のうち建設局所管分について

(令和7年度神戸市一般会計補正予算（予算第31号議案）及び指定管理者の指定の件（神戸市しあわせの村）（第106号議案）)

1. 公の施設の名称
神戸市しあわせの村

建設局関係分：

屋外運動施設（陸上競技場、テニスコート、球技場、アーチェリー場等）
温泉健康センター（温泉、体育館、プール等）
野外活動センターあおぞら、キャンプ場、芝生広場、日本庭園 等

2. 指定管理者

| 公の施設の名称 | 指定管理者 |
|-----------|---|
| 神戸市しあわせの村 | 神戸市北区しあわせの村1番1号 しあわせの村運営共同事業体 代表者 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 代表理事 長田 淳 構成団体： 株式会社グリーンホスピタリティーマネジメント 株式会社ウエルネスサプライ 美津濃株式会社 公益社団法人神戸乗馬俱楽部 一般財団法人神戸住環境整備公社 |

3. 指定期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日まで

4. 債務負担行為

期間：令和7～9年度 限度額：2,766,000千円（福祉局分含む）

5. 令和8年度予定額 1,394,046千円（福祉局分含む）

6. 選定までのスケジュール

選定評価委員会 令和7年12月3日、15日（建設局・福祉局合同）

7. 選定理由

神戸市しあわせの村は、平成元年4月の開園後、35年以上が経過し、これからの中長期的な社会状況にふさわしい、しあわせの村の魅力向上に向けて検討を行っている。

令和7年度は、サウンディング型市場調査等を実施し、令和8年度中には一部の施設（たんぽぽの家・保養センターひよどり）の休止を予定しているなど、具体的な動きが出てきており、今後指定管理業務の内容が大きく変化する可能性が高く、現時点では、次期公募条件の確定が困難である。

また、現在の指定管理者は、これまでの運営実績も良好であり、提案書類について審査した結果、今後も適切な施設運営が期待できる。

以上を踏まえて、今回の指定管理者の選定は「公の施設の指定管理者制度運用方針」及び同「運用マニュアル」が定める、公募によらず指定管理者を指定することができる場合のうち、「⑥施設のあり方の検討や大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する（上限2年まで）場合」に該当するため、令和8・9年度の2年間、現在の指定管理者を候補者として選定する。

(参考) 公募によらず指定管理者を指定することができる場合

- ①PFI事業又はこれに準ずる事業により一定期間、施設の管理運営をする者を指定する場合
- ②当該施設に併設する施設の運営法人等を指定する場合
- ③地域に密着した施設で地域人材を活用する場合
- ④専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合
- ⑤施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
- ⑥施設のあり方の検討、施設の廃止及び大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する（上限2年まで）場合
- ⑦市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合

[施設概要]

(1) 設立趣旨

神戸市民の福祉をまもる条例の理念の実現を目指し、市民福祉の向上、福祉活動の推進、健康の増進等の事業を行い、市民福祉の総合的推進を図るために設立された。

(2) 所在地

神戸市北区しあわせの村1番1号

(3) 施設内容等

①施設内容

(建設局施設)

- ・陸上競技場、テニスコート、球技場、アーチェリー場、温泉、体育館、プール、野外活動センターあおぞら、キャンプ場、芝生広場、日本庭園 等

(福祉局施設)

- ・総合センター本館・宿泊館、総合センター研修館、婦人交流施設たんぽぽの家、多目的シヨートステイ施設保養センターひよどり、神戸市シルバーカレッジ、ローンボウルス場、農園・薬草園・果樹園 等

②開園時期：平成元年4月

③敷地面積：約205ha

参考資料

予算第31号議案 令和7年度神戸市一般会計補正予算

1. 債務負担行為補正

(単位:千円)

| 事項 | 補正前 | | 補正後 | |
|-----------------------|-----|-----|---------|-----------|
| | 期間 | 限度額 | 期間 | 限度額 |
| 令和8年度指定管理 (しあわせの村) | — | — | 令和7~9年度 | 2,766,000 |

第 106 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市しあわせの村）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和8年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

総合センターその他の神戸市しあわせの村条例（昭和63年10月条例第20号）

第5条第1項に掲げる施設

2 指定管理者

神戸市北区しあわせの村1番1号しあわせの村内

しあわせの村運営共同事業体

代表者 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

代表理事 長田 淳

3 指定期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

理由

神戸市しあわせの村の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。